

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 通信料 1 適用</p>	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 通信料 1 適用</p>
定期契約等に係る解約金の適用	定期契約等に係る解約金の適用
<p>(1) 削除</p> <p>(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外</p> <p>ア X i 契約者は、次の場合には2 (料金額) の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 定期契約等の更新日を含む暦月又はその翌暦月において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。</p> <p>(イ) 定期契約等の解除と同時に一般契約を締結し、第1 (基本使用料) の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>(ウ) 総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結したとき又はデータ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結したとき。</p> <p>(エ) 定期契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定する定期契約 (1 年定期契約を除きます。) 又は第1種 F O M A コピキタス定期契約を締結するとき。</p> <p>(オ) 第2種 X i コピキタス定期契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定するお便りフォトプランフラットに係る F O M A コピキタス定期契約を締結するとき。</p> <p>(カ) 契約者又は登録利用者等 (第74条の2 (利用者登録) に規定する登録利用者及び当社が定める基準によりその契約に係る X i サービスを主に利用する者と認められる者をいいます。以下この欄において同じとします。) の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったとき。</p> <p style="text-align: right;">イ～キ (略)</p>	<p>(2) 削除</p> <p>(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外</p> <p>ア X i 契約者は、次の場合には2 (料金額) の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 定期契約等の更新日を含む暦月において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。</p> <p>(イ) 定期契約等の解除と同時に一般契約を締結し、第1 (基本使用料) の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>(ウ) 総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結したとき又はデータ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結したとき。</p> <p>(エ) 定期契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定する定期契約 (1 年定期契約を除きます。) 又は第1種 F O M A コピキタス定期契約を締結するとき。</p> <p>(オ) 第2種 X i コピキタス定期契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定するお便りフォトプランフラットに係る F O M A コピキタス定期契約を締結するとき。</p> <p>(カ) 契約者又は登録利用者等 (第74条の2 (利用者登録) に規定する登録利用者及び当社が定める基準によりその契約に係る X i サービスを主に利用する者と認められる者をいいます。以下この欄において同じとします。) の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったとき。</p> <p style="text-align: right;">イ～キ (略)</p>

第 5 (略)

第 2 表～第 7 表 (略)

別表 1 ～別表 9 (略)

附 則 (平成 28 年 3 月 17 日経企第 1991 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第 5 (略)

第 2 表～第 7 表 (略)

別表 1 ～別表 9 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]		[現 行]	
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 定期契約等に係る解約金</p> <p style="margin-left: 20px;">1 適用</p>		<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 定期契約等に係る解約金</p> <p style="margin-left: 20px;">1 適用</p>	
定期契約等に係る解約金の適用		定期契約等に係る解約金の適用	
定期契約等に係る解約金の適用除外	<p>ア 契約者は、次の場合には2 (料金額) の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 定期契約等の更新日を含む暦月又はその翌暦月において、その定期契約等の解除があったとき。</p> <p>(イ) 1年定期契約の解除と同時に新たに総合利用プラン又はデータ専用プランに係る2年定期契約又は第2種定期契約を締結するとき。</p> <p>(ウ) 総合利用プランに係る2年定期契約又は第2種定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る2年定期契約又は第2種定期契約を締結するとき。</p> <p>(エ) 第2種定期契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する第2種定期契約を締結するとき</p> <p>(オ) 定期契約の解除と同時に新たに第1種 F O M A ユビキタス定期契約 (トランシーバプランに係るものを除きます。) 又は X i に係る定期契約を締結するとき。</p> <p>(カ) 第1種 F O M A ユビキタス定期契約 (お便りフォトプランフラットに限ります。) の解除と同時に新たに第2種 F O M A ユビキタス定期契約又は X i サービス契約約款に規定するユビキタス定期契約を締結するとき。</p> <p>(キ) 契約者又は登録利用者等 (第88条の4 (利用者登録) に規定する登録利用者及び当社が定める基準によりその契約に係る F O M A サービスを主に利用する者と認められる者をいいます。以下この欄において同じとします。) の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったとき。</p> <p>(ク) 定期契約等の解除と同時に一般契約又は第1種 F O M A ユビキタス一般契約を締結し、第1 (基本使用料) に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時。</p> <p>(ケ) 定期契約等の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する一般契約を締結し、X i サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時。</p>	定期契約等に係る解約金の適用除外	<p>ア 契約者は、次の場合には2 (料金額) の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 定期契約等の更新日を含む暦月において、その定期契約等の解除があったとき。</p> <p>(イ) 1年定期契約の解除と同時に新たに総合利用プラン又はデータ専用プランに係る2年定期契約又は第2種定期契約を締結するとき。</p> <p>(ウ) 総合利用プランに係る2年定期契約又は第2種定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る2年定期契約又は第2種定期契約を締結するとき。</p> <p>(エ) 第2種定期契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する第2種定期契約を締結するとき</p> <p>(オ) 定期契約の解除と同時に新たに第1種 F O M A ユビキタス定期契約 (トランシーバプランに係るものを除きます。) 又は X i に係る定期契約を締結するとき。</p> <p>(カ) 第1種 F O M A ユビキタス定期契約 (お便りフォトプランフラットに限ります。) の解除と同時に新たに第2種 F O M A ユビキタス定期契約又は X i サービス契約約款に規定するユビキタス定期契約を締結するとき。</p> <p>(キ) 契約者又は登録利用者等 (第88条の4 (利用者登録) に規定する登録利用者及び当社が定める基準によりその契約に係る F O M A サービスを主に利用する者と認められる者をいいます。以下この欄において同じとします。) の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったとき。</p> <p>(ク) 定期契約等の解除と同時に一般契約又は第1種 F O M A ユビキタス一般契約を締結し、第1 (基本使用料) に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時。</p> <p>(ケ) 定期契約等の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する一般契約を締結し、X i サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

(コ) 第 23 条 (第 1 種定期契約の満了に伴う契約の更新等) の規定により、当社が F O M A に係る 2 年定期契約を 1 年定期契約に更新した場合において、その 2 年定期契約の更新日を含む暦月又はその翌暦月において、その 1 年定期契約の解除があったとき。

(サ) 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約 (トランシーバプランに係るものを除きます。) の解除と同時に新たに 2 年定期契約又は X i サービス契約約款に規定する定期契約を締結するとき。

イ〜コ (略)

第 5 〜第 7 (略)

第 2 表〜第 6 表 (略)

別表 1 〜別表 10 (略)

附 則 (平成 28 年 3 月 1 7 日経企第 1991 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(コ) 第 23 条 (第 1 種定期契約の満了に伴う契約の更新等) の規定により、当社が F O M A に係る 2 年定期契約を 1 年定期契約に更新した場合において、その 2 年定期契約の更新日を含む暦月において、その 1 年定期契約の解除があったとき。

(サ) 第 1 種 F O M A コピキタス定期契約 (トランシーバプランに係るものを除きます。) の解除と同時に新たに 2 年定期契約又は X i サービス契約約款に規定する定期契約を締結するとき。

イ〜コ (略)

第 5 〜第 7 (略)

第 2 表〜第 6 表 (略)

別表 1 〜別表 10 (略)

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]												
<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種類</th> <th style="width: 50%;">提供条件</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>7 ファクシミリボックス機能</p> <p>その契約者回線に1の追加メールアドレスを付与して、その追加メールアドレスによりファクシミリ等から着信する情報の蓄積及び蓄積した情報の取出しができるようにする機能をいいます。</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>当社は、この機能を利用して契約者回線から送信された情報について、その情報が蓄積されなかったとき、蓄積された情報の取り出しがされなかったとき又は(1)の規定によりその情報が消去されたときは、その情報の送信に係る通信の日時及びその理由を、パケット通信モードにより、その情報を送信した契約者回線へ通知します。</u></p> <p>(7)～(8) (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">別表3～別表8 (略)</p> <p style="margin-top: 20px;">附 則 (平成28年3月17日経企第1991号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成28年3月25日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスターサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	種類	提供条件	(略)	(略)	<p>7 ファクシミリボックス機能</p> <p>その契約者回線に1の追加メールアドレスを付与して、その追加メールアドレスによりファクシミリ等から着信する情報の蓄積及び蓄積した情報の取出しができるようにする機能をいいます。</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>当社は、この機能を利用して契約者回線から送信された情報について、その情報が蓄積されなかったとき、蓄積された情報の取り出しがされなかったとき又は(1)の規定によりその情報が消去されたときは、その情報の送信に係る通信の日時及びその理由を、パケット通信モードにより、その情報を送信した契約者回線へ通知します。</u></p> <p>(7)～(8) (略)</p>	<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種類</th> <th style="width: 50%;">提供条件</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>7 ファクシミリボックス機能</p> <p>その契約者回線に1の追加メールアドレスを付与して、その追加メールアドレスによりファクシミリ等から着信する情報の蓄積及び蓄積した情報の取出しができるようにする機能をいいます。</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>(1)～(5) (略)</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">(6)～(7) (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	提供条件	(略)	(略)	<p>7 ファクシミリボックス機能</p> <p>その契約者回線に1の追加メールアドレスを付与して、その追加メールアドレスによりファクシミリ等から着信する情報の蓄積及び蓄積した情報の取出しができるようにする機能をいいます。</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">(6)～(7) (略)</p>
種類	提供条件												
(略)	(略)												
<p>7 ファクシミリボックス機能</p> <p>その契約者回線に1の追加メールアドレスを付与して、その追加メールアドレスによりファクシミリ等から着信する情報の蓄積及び蓄積した情報の取出しができるようにする機能をいいます。</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>当社は、この機能を利用して契約者回線から送信された情報について、その情報が蓄積されなかったとき、蓄積された情報の取り出しがされなかったとき又は(1)の規定によりその情報が消去されたときは、その情報の送信に係る通信の日時及びその理由を、パケット通信モードにより、その情報を送信した契約者回線へ通知します。</u></p> <p>(7)～(8) (略)</p>												
種類	提供条件												
(略)	(略)												
<p>7 ファクシミリボックス機能</p> <p>その契約者回線に1の追加メールアドレスを付与して、その追加メールアドレスによりファクシミリ等から着信する情報の蓄積及び蓄積した情報の取出しができるようにする機能をいいます。</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">(6)～(7) (略)</p>												

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]		[現 行]	
第1章～第15章 (略)		第1章～第15章 (略)	
料金表		料金表	
第1表 料金		第1表 料金	
第1～第2 (略)		第1～第2 (略)	
第3 定期契約に係る解約金		第3 定期契約に係る解約金	
1 適用		1 適用	
定期契約に係る解約金の適用		定期契約に係る解約金の適用	
定期契約等に係る解約金の適用除外	<p>ア 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約に係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 定期契約等の更新日を含む暦月又はその翌暦月において、その定期契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) 契約者、第58条（責任者登録）に規定する登録責任者又はそのI P通信網サービス契約に係る特定X i等の契約者の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 第1種契約に係る定期契約の解除と同時に新たに第2種契約に係る定期契約を締結するとき。</p> <p>(エ) 第2種契約に係る定期契約の解除と同時に新たに第1種契約に係る定期契約を締結するとき。</p> <p>(オ) 定期契約の解除があった日から起算して当社が定める期間内に、その定期契約に係る者の住所が営業区域外へ移転したことを当社が確認したとき。</p> <p>(カ) 工事（最初の工事であると当社が認める場合に限ります。）の着手前にその契約を解除したとき。</p>	定期契約等に係る解約金の適用除外	<p>ア 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約に係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 定期契約等の更新日を含む暦月において、その定期契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) 契約者、第58条（責任者登録）に規定する登録責任者又はそのI P通信網サービス契約に係る特定X i等の契約者の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 第1種契約に係る定期契約の解除と同時に新たに第2種契約に係る定期契約を締結するとき。</p> <p>(エ) 第2種契約に係る定期契約の解除と同時に新たに第1種契約に係る定期契約を締結するとき。</p> <p>(オ) 定期契約の解除があった日から起算して当社が定める期間内に、その定期契約に係る者の住所が営業区域外へ移転したことを当社が確認したとき。</p> <p>(カ) 工事（最初の工事であると当社が認める場合に限ります。）の着手前にその契約を解除したとき。</p>

第4 (略)

第2表～第3表 (略)

別表 (略)

附 則 (平成 28 年 3 月 17 日経企第 1991 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第4 (略)

第2表～第3表 (略)

別表 (略)